令和８年度　小方認定こども園（１号認定）募集要項

１．小方認定こども園（１号認定）を利用できる児童

令和８年４月１日時点で３歳以上の児童が、利用することができます。

クラス年齢	生　年　月　日
３歳児	令和４年（２０２２年）４月２日　～　令和５年（２０２３年）４月１日
４歳児	令和３年（２０２１年）４月２日　～　令和４年（２０２２年）４月１日
５歳児	令和２年（２０２０年）４月２日　～　令和３年（２０２１年）４月１日

２．認定・承諾までの流れ

（１）提出期間、入園決定

①４月に入園を希望する方

	提出期間	結果発送時期
第１次申込期間	令和７年12月１日（月）～令和８年１月９日（金）	２月中旬
第２次申込期間	令和８年１月13日（火）～令和８年２月10日（火）	３月上旬
第３次申込期間	令和８年２月12日（木）～令和８年３月10日（火）	３月下旬

※土・日曜日、祝日、令和７年12月29日から令和８年１月２日を除く、
８時30分から17時15分まで。

※第２次申込みは第１次申込み、第３次申込みは第２次申込みでの利用調整後に空きがある場合のみ利用調整を行います。

※入園の可否については、ご自宅に通知を送付します。

②５月以降に入園を希望する方

入園希望月の前月10日（10日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに、必要書類を提出してください。

入園の可否については、利用を希望する月の前月20日までに市担当者から電話で連絡します。入園が決定した方には、入園決定、副食費についての通知を送付します。

（例）５月に入園を希望する場合
４月10日提出期限、４月20日までに結果を連絡します。

（２）提出場所

大竹市役所こども家庭課児童係（郵送可、締切日必着）



（３）必要書類

【持参いただくもの】

①保護者、入園を希望する児童、同居の世帯員の個人番号（マイナンバー）が分かるもの

②申請書に記載の「申請保護者」の個人番号の番号確認書類

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しのいずれか１つ

③窓口に申請に来る方の身元確認書類

①顔写真付きの場合いずれか１つ

②顔写真なしの場合いずれか２つ（氏名と生年月日または住所の記載があるもの）

個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、学生証、身分証明書、介護保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、国税・住民税等の領収書など官公署が発行した書類など

④「申請保護者」と窓口に申請に来る方が異なる場合、委任されたことが分かる書類

委任状または「申請保護者」本人しか持ちえない書類（個人番号カード、パスポート等）※住民票の写しは該当しません。

⑤入所を希望する児童の健康保険証の記号番号が分かるもの

⑥入園を希望する児童の母子健康手帳

【提出書類】

大竹市役所こども家庭課児童係又は小方認定こども園で配布しています。

※市ホームページからもダウンロードできます。

①小方認定こども園入園申込書

②教育・保育給付支給認定申請書（１号認定用）

③家庭調書

注　意　事　項

・提出書類は、入園を申し込む児童１人につき１枚提出してください。

・書類の提出後に確認事項がある場合は、ご連絡のうえ、新たに書類の提出を依頼します。

・入園日時点で大竹市に住民登録がない場合は、提出書類のうち①・③を提出してください。入園が決定された後、住民登録のある市町村で、施設型給付費等の支給認定（１号認定）の申請を行ってください。

３．小方認定こども園（１号認定）での保育について

（１）所在地

大竹市小方一丁目１１番１号

℡５９－３０００

（２）保育時間

月曜日～金曜日　９時～16 時 30 分

休日：土・日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～１月３日）

※土曜日は、預かり保育として１日利用：1,500 円、４時間以内利用：900 円でご利用いただけます。

（３）給食費（主食費・副食費）

幼児教育・保育の無償化により、幼稚園・認定こども園の利用料が無償化されますが、給食費（主食費・副食費）については、無償化の対象外となります。

【副食費】月額 ４，０００円（大竹市に納付していただきます。）
【主食費】月額　　５００円（小方認定こども園に納付していただきます。）

（４）副食費の納付方法

口座振替または納付書により納めていただきます。

①口座振替

各納期限日に金融機関から引き落とされます。

②納付書による納付

市から送付される納付書を使用し、各納期限日までに金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン等の電子機器による決済サービス、大竹市役所または各支所でお納めください。

【副食費の免除について】

次のいずれかに該当する場合、副食費を免除します。免除の対象となる方は、市から通知します。

- 市町村民税所得割合計額が 77,101 円未満の世帯
- 同一世帯の小学校３年生までの児童と小学校就学前の保育所等を利用している児童が合わせて３人以上いる場合で、３人目以降の児童

【問い合わせ】
大竹市小方一丁目１１番１号
大竹市役所こども家庭課児童係
℡０８２７－５９－２１４８

